

## 2. 高島市内の体育施設一覧表

平成24年4月1日現在

施設名	概要	所在地	利用者数(人) (H23年度)
マキノ屋内 グラウンド	屋根付グラウンド	マキノ町蛭口 1371	6,385
マキノグラウンド	多目的グラウンド	マキノ町蛭口 258-2	5,230
宮の森公園	テニスコート(全天候2面、クレーコート2面)	今津町弘川	3,046
今津弘川運動公園	テニスコート(人工芝2面、フットサル可)、屋内プール(25m、幼児用プール)	今津町弘川 573	5,280
今津勤労者 体育センター *	アリーナ、更衣室、観覧席	今津町今津 1952-1	22,447
今津北体育館	アリーナ、更衣室	今津町日置前 100	9,085
今津上体育館	アリーナ、更衣室	今津町上弘部 486	5,655
今津北運動広場	多目的広場	今津町北仰 906	2,790
<b>◎今津総合運動公園</b> *	屋外テニスコート(人工芝10面、管理棟)、スタジアム、多目的グラウンド(4面)、屋根付運動場、屋外ゲートボール場(4面)、ゲートボール場(4面)、屋内ゲートボール場(2面)、グラウンドゴルフ場、屋内温水プール(25m、ジャグジー、幼児用プール、採暖室)、艇庫	今津町日置前 3124-1 外	187,865
新旭体育館 *	アリーナ、更衣室	新旭町旭 818	27,224
新旭武道館	剣道場、更衣室、シャワー室、和室	新旭町旭 820	14,649
<b>◎新旭森林 スポーツ公園</b> *	軟式野球場、多目的グラウンド、テニスコート(クレーコート4面、人工芝4面)	新旭町熊野本 245	43,810
新旭グラウンド	河川敷グラウンド	新旭町新庄字狐上 地先安曇川高水敷	2,871
朽木グラウンド	多目的グラウンド	朽木野尻 478-8	876
<b>◎健康の森 梅ノ子運動公園</b> *	多目的グラウンド、テニスコート(人工芝4面)、ゲートボール場(人工芝2面)、体力テスト室、相談室、芝広場	安曇川町南古賀 65	67,594

安曇川総合体育館 *	アリーナ、更衣室、会議室、観覧席、小体育室、格技室	安曇川町田中 630-1	47,825
◎安曇川 多目的グラウンド	多目的グラウンド	安曇川町北船木地先	3,318
◎高島B&G 海洋センター *	グラウンド、屋根付多目的広場、屋内温水プール（25m、幼児プール、サブプール、ジャグジー、採暖室）アリーナ、トレーニングルーム、会議室、更衣室、艇庫	宮野 1516	109,153
高島横山農村広場	多目的広場	武曾横山 465-1	1,174
合 計			566,277

※ ◎太字は、現在指定管理者制度導入施設、\*は、AED設置済み施設

施設名	概要	所在地	利用者数(人) (H23年度)
土に学ぶ里研修センター	多目的ホール	マキノ町蛭口 260-1	15,599
マキノ林間 スポーツセンター	テニスコート(13面)、多目的運動広場	マキノ町蛭口 109	4,533
グリーンパーク 「思い出の森」	グラウンドゴルフ場・テニスコート(7面)・体育館・多目的運動広場・屋根付きミニグラウンド・プール	朽木柏 341-3	19,894
マキノ高原 自然体験交流施設	テニスコート(9面)・グラウンドゴルフ場・体育館(ハイランドアリーナ)	マキノ町牧野 931-3	-

※ ◎太字は、現在指定管理者制度導入施設、\*は、AED設置済み施設  
土に学ぶ里研修センター多目的ホールについては、H23年度改修工事のため利用者数が少ない。

施設名	概要	所在地
朽木ゴルフ倶楽部	ゴルフ場	朽木宮前坊 67
DO BESTあどがわ	温水プール・トレーニングルーム・ダンスルーム	安曇川町西万木 500
白浜荘・体育館	体育館・テニスコート(3面)	安曇川町下小川 2300-1
(有) トレーニングジム 鍛錬	トレーニング場	新旭町熊野本 237-4

安曇川スポーツセンター	多目的広場・テニスコート（2面）・ゴルフ練習場	安曇川町青柳 1838
ダンス・ルームyou	ダンスルーム	今津町住吉 2-11-3

学校開放施設

開放施設		使用者数（人）（H23年度）
小学校・中学校	体育館	60,460
	グラウンド	15,408
中学校	格技場等	1,856
合計		77,724

3. 高島市スポーツ少年団加盟団一覧

（平成24年7月末現在）

支部	単位団名	団員数（人）	指導者数（人）
マキノ	マキノ少年野球	21	5
	マキノ少年サッカー	38	5
	マキノフルコンタクト空手	12	3
	少林寺拳法マキノ	4	1
今津	今津少年剣道部	8	3
	今津柔道	7	1
	今津町少林寺拳法	19	2
	今津少年野球クラブ	24	13
	今津サッカー	37	6
	今津バレーボール	12	4
	高島市今津銃剣道	19	5
	今津町空手道	10	1
	誠悟会館フルコンタクト空手	10	3
朽木	朽木スポーツ少年団（6種目） 陸上競技、サッカー、バレーボール 軟式野球、柔道、少林寺拳法	61	21
支部	単位団名	団員数（人）	指導者数（人）
新旭	新旭剣道	16	10
	新旭少女バレーボールクラブ	24	3
	新旭ソフトテニス	22	4
	新旭少年野球	40	13
	新旭バドミントン	13	5
	新旭サッカー	42	7
	新旭空手道	15	3
	新旭ゴルフ	10	3
安曇川	安曇川町剣道	4	3
	高島市安曇川ソフトテニス	33	4

安曇川	安曇川柔道	27	4
	安曇川町軟式野球	28	8
	安曇川町サッカー	23	14
	安曇川町本庄	19	16
	安曇川バレーボール	33	4
	少林寺拳法安曇川	13	2
高島	高島体操	14	2
	高島サッカー	37	5
	高島剣道	14	4
	高島少林寺拳法	9	2
	高島バレーボール	16	3
	高島軟式野球	32	2
	高島ミニバスケットボール	33	3
	高島ソフトテニス（中学生）	12	1
	高島ソフトテニス（小学生）	22	3
高島市スポーツ少年団		833	201

#### 4. 高島市内中学校の運動部活動の状況

学校名・種目		人数（H24年4月1日現在）	
		男	女
マキノ中学校	軟式野球	27	1
	バレーボール	-	12
	ソフトテニス	1	29
	卓球	15	-
	柔道	3	2
	サッカー	24	1
今津中学校	陸上競技	25	18
	軟式野球	29	-
	ソフトボール	-	24
	バレーボール	-	22
	ソフトテニス	17	21
	卓球	20	18
	剣道	14	13
	サッカー	21	-

	ボート	29	18
朽木中学校	バレーボール	-	15
	卓球	9	15
	柔道	18	-
安曇川中学校	陸上競技	10	16
	軟式野球	40	-
	バレーボール	-	26
	バスケットボール	-	23
	ソフトテニス	32	27
	卓球	30	12
	柔道	24	1
	サッカー	35	-
高島中学校	軟式野球	29	-
	ソフトボール	-	18
	バレーボール	11	23
	バスケットボール	26	-
	ソフトテニス	-	24
湖西中学校	陸上競技	6	11
	軟式野球	13	-
	ソフトボール	-	10
	バレーボール	22	19
	バスケットボール	21	15
	ソフトテニス	19	18
	柔道	6	-
	剣道	4	8
	サッカー	18	-

市内6中学校では、男女合わせて11種目51の活動が行われています。中学生になると県体へへの出場等、競技の専門的な指導者が必要となる部分があります。現在の部活動の指導者が、その種目の経験者である、または長い指導歴がある割合は、約58%となっており、学校教育のなかで競技の専門者を確保することは大変難しい状況といえます。

## 高島市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、長期的総合的な地域の実情に即した高島市のスポーツ推進に関する基本的な計画となる高島市スポーツ推進計画を策定するため、高島市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高島市スポーツ推進計画の策定に係る検討および協議に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高島市スポーツ推進委員
- (3) 高島市内のスポーツ団体の関係者
- (4) 高島市健康推進員
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成25年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高島市教育委員会事務局市民スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

制定文 抄

平成22年8月30日から適用する。

改正文（平成24年5月28日教委告示第13号）抄

平成24年5月28日から適用する。